

川島町農業委員会 6月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和4年6月27日(月) 午後1時30分～午後3時00分
- 2 開催場所 川島町役場2階 大会議室
- 3 議長名 利根川 洋治
- 4 出席人数 16名(農地利用最適化推進委員8名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いづみ

3番 神田 利基(欠席) 5番 高橋 善隆

6番 吉田 利政 8番 松本 智

9番 小高 春雄(欠席) 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟

伊草地区 小峯 勇

三保谷地区 鈴木 健 山崎 清

出丸地区 荻田 芳信(欠席)

八ッ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫

小見野地区 横川 公久 箕輪 弘

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 専決事項報告の件について

(2) 県許可等の状況について

第5 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 貴志
事務局次長 滝瀬 一也
事務局員 石黒 浩基

7 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	多忙の折りの出席に礼を述べ、農業委員8名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則23条2項の規定により、議長が1番 道祖土委員、2番 遠山委員を指名した。
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、研修会、会議等は縮小、中止の状況が続いているため、特に報告事項なし。
議長	日程第4「報告」 報告第1 専決事項報告の件について (事務局の朗読、説明) (質疑なし)

議長

報告第2 県許可等の状況について

(事務局の朗読、説明)

(質疑なし)

日程第5「議案」 議案第1号

「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」について

(上程)

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

(担当委員の説明)

議長

番号1 7番 小久保委員

(質疑なし)

質疑を終結し、次の議案に移る。

議案第2号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」について

(上程)

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

(担当委員の説明)

議長

番号1については省略

番号2 2番 遠山委員

山崎委員

番号2について分筆でいいのか。また、農家住宅の出入り口敷地拡張のほうがいいのではないか。

事務局

分筆になります。申請理由として農家住宅の敷地の拡張が最適と思われるので、県に修正して送ります。

質疑を終結し、次の議案に移る。

議長

議案第3号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」について

(上程)

事務局

議長が議案を上程し、事務局が朗読、説明を行う。

(担当委員の説明)

番号1 8番 松本委員

(質疑なし)

事務局

日程第6「その他」

- ① 農地パトロールの実施について
- ② 親和会費について
- ③ 農地付空家の調査について

(質疑)

山崎委員

なぜ農業委員会が空家対策を行うのか。農家住宅や農家のうちで未登記住宅が多くなっているのはわかるが、農家以外の市街化の空家ま

で調べるといのは疑問があるがどうか。

事務局

空家になっているところは比較的農家が多い。市街化の農家は少ないので、空家が少ないと考える。調査については、基本的には農家住宅を考えている。細かいことが決まり次第報告します。

木村委員

耕作放棄地にはいろいろなパターンがある。米を作れないような狭い土地や、田んぼのはずが畑になっている等。ちゃんと区画整理されている農地なら耕作する人もいると思うが、放棄地になっているような農地は泥等が入っていて草むらになっている。こうした農地については、所有者にどのように対応すればよいのか。ガイドラインのようなものがあれば教えてほしい。

事務局

耕作しやすい農地については放棄地が少なく、不整形地や土地が狭いところについては、水田としての活用がなく畑にしてしまい、現在は耕作をしておらず、草が生えてしまった農地がある。そういった農地の対処方法として、是正指導のガイドラインはあるが、解消を目的とした方法は明確にはない。各市町村の農業委員会で模索してほしいというのが国や県の考え方になっている。隣接で耕作をしている農家へ打診を行い、所有者の了解を経て農地をならしていただいているケースがある。

木村委員

他の市町村では、家庭菜園を推奨しているところもあるようだが川島町ではそういった計画はあるのか。

事務局

町としては行っていない。土地の所有者から農地の管理ができない相談を受けた時には、1つの手法として市民農園を開園し貸付けするというケースがあります。市民農園として区画整理を行ない、事業を実施する際には町からの補助金もあります。そういった相談があれば、土地を適法なかたちに戻していただいた後に、町として対応させていただきます。

小久保委員

土地が小さく1枚にし、境が不明な土地がある。土地をもとに復元するときには費用がかかるが、土地の測量等だれが負担するのか。

事務局

基本的には、民民での話し合いで復元していただくことになる。長狭物調査については、官民の境は出しており、民民はあくまで参考値になるがとっているが、その座標に関しては、まち整備課が管理をしている。相応の事由があり、本人、もしくは家族等が必要となれば、いただける資料になり活用できますので、本人同士が納得できれば、改めて再測量の必要はないと思われる。

稲毛委員

農地の付いている空家の相続が出てきている。相続放棄されたものはどうなるのか。町で受けられるのか。

事務局

町では受けることができません。相続放棄をすると、主に国が財産管理人を立て、競売物件にかけます。農地を取得できる人が、競売するための登録をし、落札後、所有権が移ることになります。以前、買受適格証明書が議案にあったと思うが、農地を競売物件にて取得できるかの確認になります。ただ放棄する場合、財産管理人の経費がマイナスになる場合には、請求が行く場合がある。また、落札されない場合は、登記はできず、所有者不在農地になります。

質疑を終結

上程した案件は、採決を残しすべて議了した報告を行い、一度休会とした。

再開

(採決)

議案第1号 番号1 賛成8人 反対0人 ✓

「許可」とすることに決定 ✓

議案第2号 番号2 賛成8人 反対0人 ✓

「許可相当」とすることに決定 ✓

議案第3号 番号1 賛成8人 反対0人 ✓

「許可相当」とすることに決定 ✓

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和4年6月の定例会の閉会を宣言した。 ✓

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議長

長

利根川 洋治

1番

道祖土委員

道祖土 美登

2番

遠山委員

遠山 いづみ